

平成18年7月31日

「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」について

社団法人 第二地方銀行協会
会長 鏡 味 徳 房

本日、日本郵政株式会社から「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」が公表されました。この骨格によると、「ゆうちょ銀行」では、預入限度額の拡大・廃止や個人・中小企業向けローン商品、当座貸越、クレジットカード業務など新規サービス・商品の取扱いについて、民営化後速やかな実施を希望しております。

当業界では、これまでも様々な局面で意見表明しているところでありますが、郵政民営化を円滑に進めるためには、経営規模の縮小を図ることが必要であり、政府の関与が残る移行期間における業務範囲の拡大は、安易に認められるべきではないと考えております。

しかしながら、今回の骨格で示された預入限度額の廃止や新規業務の早期取扱い等は、郵便貯金の民間金融システムへの円滑な統合を阻害することになりかねません。とりわけ、貸出業務への参入は、地域金融の混乱を招き、地域経済に甚大な影響を及ぼす懸念があります。

今後、本骨格を踏まえ実施・承継計画が取りまとめられることとなりますが、民営化後における「ゆうちょ銀行」の新規サービス・商品等の取扱いについては、民間金融機関との公正な競争条件の確保や地域金融への影響に配慮しつつ、くれぐれも官の関与の下での肥大化を招くことがないよう、慎重に議論されることが必要であるとと考えております。

私どもとしては、郵政民営化が、その本来の趣旨を踏まえ、国民経済的観点から真に望ましい姿で実現されることを切望いたします。

以 上